

社会福祉法人つくし会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくし会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）、その他委員の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 当法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬額・年度総額の決定)

第3条 役員等の報酬は、評議員会において定める報酬の支給基準に従って算定した額を報酬として決定する。

2 役員等の報酬の決定は、評議員会の決議によって定められた年度総額の範囲内において評議員会で決定するものとする。

3 役員等の1回の報酬・年度総額は【別表1】とする。

4 施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(報酬額の支給基準)

第4条 当法人の役員等の報酬額は評議員会で決定する。

2 役員等報酬支給は、理事会・評議員会・監事会や、法人及び施設の出納調査・指導監査・運営推進会議など法人業務に出席した場合に支給する。

(交通費)

第5条 つくし会の旅費規程に基づいて支給する。

(旅費等)

第6条 法人業務における出張等の旅費については、つくし会旅費規程を準用する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法人第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 平成31年2月8日改正同日施行。
3. 令和5年6月8日改正同日施行。

【別表 1】

役 員	1回の報酬/1人	年 度 総 額	備 考
理 事	5,000円	300,000円	理事会出席等
監 事	5,000円	150,000円	理事会・評議員会・監事会等出席
評 議 員	10,000円	200,000円	定時評議員会・評議員会出席
評議員選任・解任委員	3,000円	10,000円	委員会出席
運営推進委員	2,000円	150,000円	委員会出席
オンブズマン委員	2,000円	50,000円	委員会出席

※「運営推進委員」「オンブズマン委員」の報酬は、各施設の支出とする。